

新型コロナウイルス感染症関連情報

【問合せ】健康増進課 ☎24-11127

追加接種(5回目)が始まりました

▼接種の対象者

4回目接種から3カ月以上経過した12歳以上の方
 ※4回目接種でオミクロン株対応ワクチンを受けた方は5回目接種の対象外です。

▼接種券・予約

対象者には、4回目の接種完了時期に応じて、接種券一体型予診票を順次送付しています。

接種を希望する方は、予約方法を同封の文書で確認し、予約をしてください。

※豊岡市の接種会場で4回目接種した65歳以上の方は、接種日時・場所を指定していません。場所は集団接種会場のみです。日時等の変更は可能です。接種を希望しない場合は必ずキャンセルしてください。

▼使用ワクチン

オミクロン株対応ワクチン

です。ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンを使用します。オミクロン株対応ワクチンは、これまでの接種回数にかかわらず、1回のみです。※12歳以上17歳以下の方には用いるワクチンは、現時点ではファイザー社製のみです。

3回目・4回目接種がまだの方

追加接種(3回目・4回目)に使用するワクチンは、オミクロン株対応ワクチンです。これまでの接種回数にかかわらず、1回のみです。

※3回目接種でオミクロン株対応ワクチンを受けた方は4回目接種の対象外。

▼接種の対象者

前回の接種から3カ月以上経過した12歳以上の方

▼接種券

すでに送付している接種券一体型予診票を持っている方

▼予約

接種日・会場をホームページ等で確認し、予約してください。

※5回目接種と同じ日に実施しますので、予約する時間が限られています。

初回接種(1・2回目)がまだの方

初回接種には従来型ワクチンを使用します。国からの従来型ワクチンの供給は年内で終了予定です。接種を希望する方は、至急コールセンター(☎21-9051)へ連絡してください。

新型コロナウイルスと他のワクチンとの接種間隔は、13日以上必要です(インフルエンザ除く)

税務署からのお知らせ

自宅からスマホで確定申告してみませんか？

自分のスマホや自宅のパソコンを利用して国税庁ホームページにアクセスし、確定申告書を作成して、e-tax(電子申告)で提出することができます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにも、自宅で申告できるe-taxを利用してください。

ます。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に

来年1月から、青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成できるようになります。

スマホ申告に必要なもの

▽スマートフォン(マイナンバーカード読取対応のもの)
 ▼マイナンバーカードまたは税務署で発行したID・パスワード

見やすいスマホ専用画面

見やすく、操作が簡単なスマホ専用画面で、次のことを入力できます。

▽給与所得▽年金収入等の雑所得▽一時所得▽特定口座による株式等の譲渡所得▽上場株式等にかかる繰越損失

スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることができます。



《問合せ》豊岡税務署個人課
 税第1部門 ☎22-2144

市立歴史博物館第55回企画展

「雪と人のくらし」



1923(大正12)年2月に神鍋高原でスキーの初滑りが行われてからちょうど100年。この歴史的な節目を記念して、雪に関する歴史を紹介します。

12月2日(金)~2023年4月25日(火)

午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

- ▶休館日 水曜日休館(12月28日~1月4日は休館)
- ▶入館料 大人500円、学生300円、小中学生250円(小中学生はココロンカード提示で無料)
- 《問合せ》市立歴史博物館 ☎42-6111



▶公式ホームページ



▲1936(昭和11)年の大雪(城崎)



▲1984(昭和59)年豪雪(竹野三原小学校の雪おろし)

▲たくさんの人で賑わう神鍋スキー場[上 1966年(昭和41)年、下 1962(昭和37)年]

消費生活相談員の知恵袋

シリーズ18歳で成人④ 買い物は計画的に

41



ネット通販で先に商品を手に入れ、代金は後からコンビニなどで支払う「後払い決済サービス」。若い人にも利用されていますが、安易に使い過ぎないように注意が必要です。

◆事例

大学生の子(19歳)がネット通販で後払い決済サービスを利用し、洋服やアクセサリ、化粧品を次々と購入していた。支払いができておらず、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた。(40代 女性)

◆アドバイス

後払い決済はクレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として関心が高いサービスです。一方その時手元にお金がなくても利用できるため、無計画な購買により代金滞納が起ることがあります。滞納すれば督促を受け、最終的に弁護士事務所から請求される場合があります。後払い決済サービス業者は

これまでの支払い状況を記録しているため、支払わずにいと決済サービスを利用できなくなる可能性もあります。中学生などの未成年者がSNSで知り合った人から使い方を教えてもらい、保護者の同意を得ず利用してしまったケースもあります。日ごろから子どもと買い物のルールや決済の仕組みを話し合うことが望まれます。

未成年者であれば契約を取り消すことができません。18歳になれば未成年者の保護が受けられませんが、後払い決済サービスを利用する前に無理なく支払えるかよく考えましょう。

《豊岡市消費生活センター》
▼相談受付 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後4時

▼相談場所 生活環境課内
▼電話相談 ☎21-9001
▼ホームページに過去の知恵袋を掲載しています。

